

## 景観を切り口としたふるさと学習の手引きの作成と教員免許状更新講習における活用

Development of the guide for hometown learning with the landscape as a starting point and its use in teacher license renewal course

渡辺 貴史\* 吉田 護\* 片山 健介\*

Takashi WATANABE\* Mamoru YOSHIDA\* Kensuke KATAYAMA\*

**Abstract:** To carry out local landscape management activities for residents, it is necessary to have stakeholders who understand the value of local landscape to get involved in landscape management. Some local municipalities have developed an education guide using the local landscape as a teaching tool. The purpose of this report is to identify the present situation of development of the education guide using local landscape as a teaching tool (Actual title: the guide for hometown learning with the landscape as a starting point) produced by Nagasaki prefectural office (abbreviated as "the guide") and of implementation of the teacher license renewal course in which the draft of the guide was used and opinions about the guide from the participants were elicited. The main results are as follows. (1) The guide was developed by a committee that included members involved in educational activities using the local landscape in Nagasaki prefecture. (2) The guide was designed in a small volume so that the reader could easily understand the significance, knowledge, and skills of education using the local landscape. (3) The teacher license renewal course contributed to the acquisition of knowledge and skills necessary for education using the local landscape through independent learning.

**Keywords:** *landscape, integrated learning time, hometown learning, teacher license renewal course*

**キーワード:** 景観, 総合的な学習の時間, ふるさと学習, 教員免許状更新講習

### 1. はじめに

景観に着目した取り組みを通じてより良い地域の形成を意図する試みである景観まちづくりは、1960年代の歴史的街並みの保全に始まり今日に至るまでに全国各地で数多くの試みがなされてきた<sup>1)</sup>。先の試みが成立・持続するためには、景観自体や景観まちづくりに理解を示し、景観まちづくりに関与してもらえる地方公共団体・地域住民等の主体の存在が必要である。こうした必要に応える取り組みとして、たとえば、国土交通省では、2004年の景観法の施行を受けて、先の主体の形成に資する景観まちづくり教育のあり方について調査研究を実施し、それをもとに作成した行政担当者、学校教育関係者が景観まちづくり教育を行うに際しての手引きを公開している<sup>2)</sup>。

景観まちづくり教育の教材となる景観の特徴は、地域によって異なる側面がある。また教育の実施に関係する社会の状況にも、地域固有の特性がみられる。景観まちづくり教育をめぐる前記した特徴に配慮した場合には、国よりもミクروسケールの比較的同質性が高い領域(例:都道府県等)を対象にした手引きを作成することが望ましいと考えられる。実際に地方公共団体のなかには、独自に景観まちづくり教育に関係する手引きを作成しているところがある<sup>3)</sup>。手引きを円滑に作成するためには、公開された手引きの内容にくわえて、手引きの完成に至るまでの経緯と内容に対する作成者の意図を把握していることが好ましい。なぜなら、これらは、手引きの完成に至るまでの経緯が手引き作成の計画の検討、内容に対する作成者の意図が手引きに含める内容の検討という局面において、有用な情報になり得ると考えられるからである。

以上を踏まえ、本論文では、著者が関与した2022年3月に長崎県(中心的な主体は長崎県土木部都市政策課(以下、都市政策課))が作成した「景観を切り口としたふるさと学習の手引き」(以下、学習の手引き)の作成状況と、学習の手引きの素案を活用し参加者からの意見照会を実施した教員免許状更新講習(以下、更新講習)

の実施状況を報告する。具体的には、学習の手引きの作成の経緯(第2章)、先の経緯を経て完成した学習の手引きの構成と内容(第3章)、そして更新講習の実施状況(第4章)の順に論じる。

### 2. 学習の手引きの作成の経緯

手引き作成の経緯は、作成に関わる活動の方向性のまとまりに着目し、手引きを作成することを決定した発案期と、実際に作成した検討期の2期にわけて説明する。

#### (1) 発案期(2018年5月~2019年2月)

2018年5月には、長崎県(以下、県)が実施する景観施策の方向性を検討するために、平成30年度第1回長崎らしい景観形成審議会施策検討部会(以下、施策検討部会)が開催された。そこでは、県が実施した長崎らしい景観形成推進事業の実績報告と各施策に対する外部評価にもとづく、委員による実績の検証と今後の景観施策の方向性に関わる協議が行われた。委員からは、今後の景観施策の方向性に相当する意見として、「担い手をどのように計画に織り込んでおくか」や「町づくりの観点から一番欲しいのはアクター」等といった人材育成の必要に関わる発言が寄せられた。先の意見等を受けて2018年10月に開催された第3回施策検討部会では、今後の景観施策のあり方の説明のなかで、新規事業として、景観まちづくり教育事業を実施させることが報告された。それとともに、事業化に向けた今後の対応方針の一つとして学習の手引きの作成に関連する「教育現場における景観まちづくり教育の検討」が示された。教育関係部署である義務教育課や有識者等との協議を経て開催された第4回施策検討部会(2019年2月)では、景観まちづくり教育事業の概要とスケジュールが示された。同部会の資料において示された景観まちづくり教育事業の主な目的は、2点である。第1は、教職員免許の更新研修に景観まちづくり教育を取り入れ、受講した教職員に教育現場において景観まちづくり教育を実践してもらうことである。第2は、社会教育(PTA等)

\*長崎大学総合生産科学域(環境科学系)

\*Institute of Integrated Science and Technology (Environmental Science), Nagasaki University

現場において景観まちづくり教育を実施することである。上記の目的のうち第1の目的を達成するために本事業では、更新講習の教材として活用する長崎県景観まちづくり読本の作成と長崎大学（以下、大学）との連携による更新講習時の景観まちづくりカリキュラムを実施している。

このように学習の手引きは、県の景観施策の再検討により新たに実施されることとなった景観まちづくり教育事業の一環として作成されることとなった。

## （2）検討期（2020年1月～2022年3月）

長崎県景観まちづくり読本の作成にあたっては、長崎県景観まちづくり教育検討委員会（後に長崎県景観教育検討委員会に変更）（以下、委員会）が設定された。委員会は、4名から構成されていた（教育関係者：1名（副委員長）、長崎市から委託を受けて景観まちづくり教育に関与している建築士会関係者：1名、更新講習の担当経験がある学識関係者：1名（委員長）、防災教育に造詣が深い学識関係者：1名）。表-1は、委員会等の開催状況を示したものである。

第1回委員会（2020年1月）では、事業概要・スケジュールの説明とともに、先行する取組にもとづき県が作成した「景観まちづくり学習の手引き（素案）」の説明をもとに、素案の検討が行われた。一連の説明に対して委員からは、素案の改善をめぐる3点の論点に関わる意見が出された。第1は、活用を想定する対象である。手引きが使われるようにするためには、活用を想定する対象を絞り、その対象に手引きを読んでもらい、読んだ内容を実行してもらえるかの観点からの検討が必要である。たとえば、小・中・高等学校の教員を対象とする場合には、現在行われている授業のなかで対応できることを示すことが望ましく、教員が授業の実施時に直面する課題の解決に役立つマニュアルといった体裁をとることが良いと意見が出された。それに関連して、県の小・中・高等学校の授業のうち景観まちづくり教育と関連が高いのは、文部科学省が平成5年度から学校教育共通実践課題として推進している「ふるさと教育」<sup>4)</sup>との指摘がなされた。県では、2019年3月に策定された「第三期長崎県教育振興基本計画」において基本的方向性の一つに「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます」を掲げており、それを実現する主要施策の一つとして「ふるさと教育の推進」を挙げている<sup>5)</sup>。以上から、学習の手引き作成の方針としては、「ふるさと教育の推進」に役立つ内容が含まれることが見いだされた。また、教員が手引きに記載された内容を授業に取り入れることを動機づける上では、なぜ学ばせなければいけないかを学習指導要領の引用を通じて明示することが望ましいとの指摘もなされた。さらに、表題に「まちづくり」を付けることは、まちづくりに関わったことがない教員にとってハードルが高く授業に導入する意欲を妨げる可能性があるため、含めるべきではない

表-1 委員会等の開催状況

年月	回数	委員会における報告及び審議等の内容
2020	1	1 ・事業概要・スケジュールの説明 ・素案の検討
2020	10	2 ・第1回目のとりまとめ ・今後の方針・スケジュール ・教材のイメージ
2021	6	3 ・景観を切り口としたふるさと学習の手引き（案）について ・今後のスケジュール（案）について
2022	8	教員免許状更新講習 題目：総合的な学習の時間等における「まちづくり」を題材とした教育
2022	3	4 ・景観を切り口としたふるさと学習の手引き（案）について ・令和4年度以降の取組について

との意見も出された。第2は、手引きの形式である。具体的に、学習の手引きのページ数は、気軽に手をとってもらえるように、少なくする。文字数は少なくする一方で、図・写真は多くする。具体的な事例を含めるといった意見が出された。第3は、学習の手引き作成の進め方である。小・中・高等学校の教員の活用を想定して学習の手引きを作成する際には、教育現場を熟知する教育関係者（県の義務教育課、教職員等）に意見を照会しながら、進めることが望ましいとの意見が出された。

都市政策課は、2020年6月に、県の義務教育課と協議を行い、景観を更新講習や教材に組み込むことは「ふるさと教育」の内容に景観が含まれているため可能であることを、確認した。2020年6月には、先の協議を受けて、正副委員長との学習の手引きの方向性に関わる個別協議が行われた。第2回委員会（2020年10月）では、第1回目の意見を踏まえた景観教育事業方針の説明（景観教育は、小・中・高等学校において現在行われている総合学習（ふるさと教育）を景観という切り口から実施する）とスケジュールの説明にくわえて、見直された学習の手引きの大枠が説明された。学習の手引きの大枠としては、1. 総合学習（ふるさと学習）とは、2. 景観と総合学習（ふるさと学習）の関係性・関連性、3. 学習指導要領との整合性や期待される効果、4. 景観を切り口とした授業例、5. 長崎県の実例が示された。学習の手引きの大枠に対する委員の主要な意見としては、(1)教材の定義に相当する「景観とは何か」と、学習の目的に相当する「どのような人材を育成するか」を明記すること、(2)話し合いの仕方（ファシリテーションの仕方やKJ法等による意見のまとめ方等）を含めること、(3)子どもの発達段階に応じた授業例と実例を示すこと等が出された。

第3回委員会（2021年6月）では、今後のスケジュールとともに、第2回の意見と委員長との個別協議により変更された素案が提示された。素案は、第1回の意見を踏まえた表題（景観を切り口としたふるさと学習の手引き）が付された現在の学習の手引きに近い構成として示された。素案に対して委員からは、主として、(1)授業方法の説明の前には、取り組んだ経験がない教員にもその内容を理解してもらえるよう、長崎県の具体的な取り組みを例示する、(2)掲載する写真には、「みんなでまちなみを良くしようとしている」や「景観はみんなで作るもの」といったイメージが伝わるものを用いる、(3)目的は、「人口減少への歯止め」、「景観の担い手となる子どもの育成」、「景観を使って行動する人材の育成」といった表現も含めることにより、明確にする等が出された。

第3回と第4回の委員会の間には、教育関係者の意見を照会するために、2021年8月にこれまでの意見が反映された学習の手引きを使った更新講習（題名：総合的な学習の時間等における「まちづくり」を題材とした教育）を実施した（詳細は、第4章）。意見は、試験問題末尾の自由記述形式の設問により、収集した。意見としては、肯定的な意見（例：ポイントが抑えられている、わかりやすい等）が出された一方、地域及び教育対象の違いに応じた情報の提示（例：地域特性が異なる複数事例の例示、校種ごとの事例及び学習ポイントの提示等）、最終成果の写真等による紹介、取り組みの難易度の明示等の改善に関わる意見も出された。手引きに直接関係しない意見としては、事例の学校の実践動画をホームページや教育イントラにて閲覧できるようにすることやICT環境の変化（例：1人1台の端末の導入等）に対応する必要等も出された。

第4回委員会（2022年3月）では、これまでの意見にもとづき改めて変更された素案が提示された。なお県の実例は、委員会開催前に、小・中学校に照会し収集された事例から選定した。素案に対して委員からは、景観教育は総合的な学習時間にぜひ必要かを詳細に説明する等といった素案の各部分を改めて改善する意見が出された。これらの意見が反映された学習の手引きは、2022年4月に長崎県のホームページに公開された。

### 3. 学習の手引きの構成と内容

#### (1) 学習の手引きの構成

学習の手引きは、全4章16ページから構成されている。表紙と目次には、教育活動の対象となり得る身近な景観として、長崎県のまちづくり景観資産活用制度<sup>6)</sup>によりまちづくり景観資産に登録された景観の写真が掲載されている。各章は、読者が、景観を教育で取り扱う意義を理解(第1章, 1ページ)し、景観が小・中学校の教科のねらいを達成できる題材として活用できることを理解した(第2章, 3ページ)上で、その一例として景観を切り口としたふるさと学習時における授業の進め方の概要がわかり(第3章, 6ページ)、学習活動計画を検討する際に参考となり得る県内の学習例が把握できる(第4章, 6ページ)ように、配されている。

なお本学習の手引きは、今後の社会情勢や新規情報の追加によって変更する可能性があるため、製本印刷は行わないこととした。

#### (2) 学習の手引きの内容

各章の主要な内容は、次の通りである。

##### 1) 1. 景観教育で扱うことの意義

本章は、県の景観の特徴が説明された後に、県の問題(人口減少・高齢化)の改善に果たすことが期待される景観の役割(美しい景観形成による交流人口・定住人口の増加)と景観が役割を發揮するにあたり子どもに求められる資質(景観は「みんなでつくるもの」とする当事者意識の具備)が説明されている。先の説明の後には、景観教育の説明(身近な「景観」を切り口に、まちの魅力や課題を発見する学習)、景観教育を展開し得る教科、景観教育の目的、そして目指すべき人材像が言及されている。

##### 2) 2. 総合的な学習の時間(ふるさと学習)と景観

本章は、冒頭に、前章で触れた景観教育を展開できる可能性が高い教科である総合的な学習の時間の目標が、小・中学校の学習指導要領から引用し掲載されている。そして、景観教育は、目標に示された様々な学習活動を横断的・総合的に展開できる活動であることと、次章に示される活動を通じて、もう一つの目標である「課題の解決に必要な知識及び技能を身につけ」、「実社会や実生活の中から問いを見だし」、「積極的に社会に参画しようとする態度を養う」<sup>7)</sup>ことができる活動であることが論じられている。さらに景観教育は、総合的な学習の時間のみならず、その他の教科等の学習と合わせて学習できることが、各教科において例(例:国語科の場合は、文章・詩・短歌等による景観の表現)を示しつつ説明されている。

##### 3) 3. 景観を切り口としたふるさと学習の授業例

本章は、景観を題材としたふるさと学習における授業の進め方を、①課題の設定、②情報の収集、③整理・分析、④まとめ・表現の4段階に分けて、説明している。授業の進め方の説明には、委員会・更新講習の意見が反映されている。たとえば、①課題の設定では、課題の例が、県内で実施された事例を参考に、初級編、中級編、上級編と3つの段階に分けて簡潔に示されている。各段階の指導時に教職員に留意してもらいたい点は、ポイントとして提示されている。具体的に、①課題の設定では、前章の景観教育の説明における「まちの課題を発見する」に対応するポイントとして、「議論には、どうすればもっと景観がよくなるかという内容を入れましょう」が含まれている。また、各段階の説明をイメージしやすくするために、各段階に関係する県内の事例の写真が掲載されている(図-1)。各段階が説明された後には、授業進行に影響を与える話し合いの進め方の説明として、意見交換を実施する時のポイント(例:ファシリテーターの役割等)と、意見をまとめる主要な方法であるKJ法のやり方が記載されている。

#### 4) 4. 事例

本章は、委員会が長崎県の景観教育に相当すると判断した5つの事例が説明されている。事例の説明にあたっては、以下の3点の配慮がされている。第1は、実施学年、対象人数、授業時間数、教科名が記載されていることである。第2は、事例と第3章の内容を関連づけるために、各事例の活動を、4つの段階に分けて説明していることである。そして、第3は、最終成果の画像を示していることである(図-2)。

### 4. 学習の手引きを活用した更新講習

#### (1) 講習の概要

表-2は、シラバスの記述や当日の取り組み等をもとに更新講習の概要を示したものである。講習時間数は、6時間である。講習形態は、講義と実習である。受講対象者は、受講人数の確保のために、全学校種の教諭を対象にした。なお当日の講習には、37名が参加した。校種の内訳は、小学校が10名(27.0%)、中学校が13名(35.1%)、高校が12名(32.5%)、特別支援学校が2名(5.4%)であった。講習のねらいには、2016年12月の「中央教育審議会答申」における「社会に開かれた教育課程」の提示を受けて、先の課程の実現に寄与すると考えられる「まちづくり」を題材とした教育を行うために、必要な知識と技法を、講義・演習等を通じて、理解すると記載されている。題材を景観に限定せずまちづくり全般としたのは、受講人数の確保に向けて、多くの方に関心を持ってもらうためである。講習内容は、先のねらいを受けて、講習を

**3.景観を切り口としたふるさと学習の授業例**

**①【課題の設定】**

景観についてのオリエンテーションやまち歩きといった体験活動を通して、課題を設定し、課題意識を持たせよう。

**○初級編(小学校低学年～高学年)**

- 住んでいるまちの宝物を見つけ、1つ選んで詳しく調べる。
- どのようなまちに住みたいかを考える。

**○中級編(小学校高学年～中学生)**

- 住んでいるまちの良いところやもっと良くなる場所を見つけ、景観MAPを作成する。
- 住んでいるまちの景観にちなんだPRグッズや商品を考える。

**○上級編(各段階の指導時)**

- 住んでいるまちの留意点の提示(よなオリジナルの景観形成を提案する。

**○ポイント**

- 子どもたちの発達段階や学校における教育目標等を踏まえて課題の設定をしよう。
- 議論には、どうすればもっと景観がよくなるかという内容を入れよう。
- 最終目的は、どこが良くて、どこを良くしたいかを取り入れよう。

子どもの発達段階に配慮した課題の提示

本段階に係る県内事例写真の提示



出典：長崎県(2022)<sup>8)</sup>にもとづき作成  
図-1 第3章 ①【課題の設定】の内容

**4.事例①**

実施学年：小学5年生 74名 10班  
時間数(分)：245分  
教科：総合的な学習の時間

**長崎県立大浦小学校 大浦景観マップを作ろう！！**

①課題の設定 (90分)	○景観について学ぶ(学校周辺の身近な景観) ○大浦小周辺(自分の暮らし身近な地域)の景観のよいところを考える ・まちあるきのテーマ※1、場所を決める(班ごと)
②情報の収集 (45分)	○大浦の景観を調べる(班ごと) △情報を集めよう(班ごと)
③整理・分析 (50分)	○地図にまとめる(班ごと)※4 ・気づいたこと、感じたこと ・写真撮影場所 ・撮影した写真を貼り付ける
④まとめ・表現 (60分)	○景観マップを作る ・景観マップのタイトルを決める ○発表 ・各班でテーマに沿った景観マップを発表する ・おすそポイントを説明する

学習の手引きの授業段階に応じた活動の整理と提示

**実施学年、人数、授業時間数、教科等の提示**

(※1)【テーマ(案)】

- ・斜面地住宅
- ・海蔵
- ・坂道(階段)
- ・看板
- ・港
- ・塙、石垣
- ・石倉
- ・景色(眺望)
- ・樹木、橋

(※2)【○○な景観(案)】

- ・好きな景観
- ・おもしろい景観
- ・大事にしたい景観
- ・スナック!と思う景観
- ・ほまん・紹介したい景観
- ・僕(私)だけが知っている景観
- ・ふしぎな景観
- ・気になる景観
- ・ここにしかない景観

(※3)【対話：気づいたことを記入】  
KJ法の「レベル」

(※4)【地図にまとめる(班ごと)】  
KJ法の「グループ化」

**最終成果の提示**

**景観マップ**



出典：長崎県(2022)<sup>8)</sup>にもとづき作成  
図-2 第4章 事例①の内容

表-2 更新講習の概要

講習のタイトル	総合的な学習の時間等における「まちづくり」を題材とした教育
時間数	6時間
講習形態	講義と実習
主な受講対象者	全学校種 教諭
開設日・時間	2021年8月24日(火) / 8:55~16:30
会場	長崎大学文教キャンパス(長崎県長崎市)(図-3)
講習のねらい	2016年12月の「中央教育審議会答申」では、「よりよい学校教育を通じてよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」が提示された。「まちづくり」を題材とした教育は、先の課程の実現に寄与する教育の一つと考えられる。本講習のねらいは、教育現場を取り巻く先の現状を踏まえ、総合的な学習の時間等において「まちづくり」を題材とした教育を行う際に必要な知識と技法を、講義・演習等を通じて、理解して頂くことにある。
講習の内容	本講習では、「景観」・「地域減災」・「住環境」等の多角的な観点から講義・演習する。
成績評価と基準	成績評価は、筆記試験の結果により実施する。100点中60点以上を合格とする。
各自が準備するもの	・クリップボード・撮影機材(デジタルカメラ推奨) ・筆記用具(多色ボールペン推奨)・暑さ防止対策グッズ

担当する3名の教員の専門分野である「景観」、「地域減災」、「住環境」の3つの観点から講義・演習を行うとしている。成績評価は、筆記試験の結果にもとづき判断するとしている。なお受講者には、クリップボード、撮影機材、筆記用具(現地調査時に簡単に色を分けて記述できる多色ボールペンを推奨)の持参が要望されている。

(2) 講習の内容

表-3は、更新講習の流れを示したものである。講習の進め方等のオリエンテーションの後には、3名の担当教員による講義が行われた。学習の手引きは、景観を題材としたまちづくり教育において、解説された。学習の手引きの解説は、長崎県の景観の特徴、人口動態からみた長崎県の現状、そして第三期長崎県教育振興基本計画の記載にもとづき景観を題材としたふるさと教育の必要性を説明した後に、実施された。

講義後には、まちづくり教育体験実習が行われた。実習課題は、

表-3 更新講習の流れ

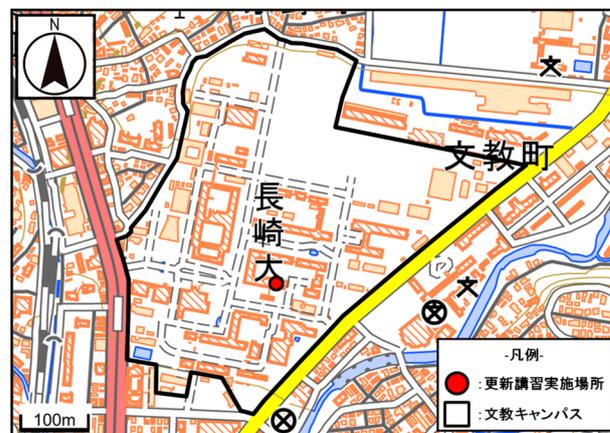
所要時間	内容
5分	オリエンテーション(講習の進め方)
100分	講義 景観を題材としたまちづくり教育(60分) 地域減災を題材としたまちづくり教育(15分) 住環境を題材としたまちづくり教育(15分) 発表準備・発表交代・予備(10分)
10分	休憩
10分	まちづくり教育体験実習の進め方の説明
10分	現地調査に向けた準備
60分	受講者:現地調査(長崎大学文教キャンパス) 担当者:班別発表に向けた準備(テーブルのセッティング等)
60分	受講者:休憩 担当者:写真印刷希望者に対する対応等
10分	作業を進める際の留意点の説明
50分	マップの作成作業
10分	休憩
40分	教室移動と班別による発表とコメント作成
10分	コメントの回収とコメントの渡し
20分	コメントを踏まえた改善点の検討と改善の実施
5分	試験準備・試験問題の配布
45分	筆記試験(個人)と質問表への回答 問題:実習のエッセンスを取り入れた学習活動計画の作成

「長崎市の都市計画マスタープランにおいて北部地域拠点と位置づけられている長崎大学文教キャンパス(図-3)(以下、キャンパス)の有効活用に向けて、仕事以外の目的の訪問者が散策等の休憩活動を行う上で参考となる情報とその活動の妨げとなる問題点が記されたマップを作成する」である。上記の課題の遂行にあたっては、実習の進め方が説明された。マップの作成は、講習がコロナ禍での実施でありグループワークを避けるために、受講者ごとに進めてもらった。受講者個人による現地調査にあたっては、キャンパス内を探索し、地図の作成に必要な情報を、クリップボードに留めたA4版の白地図への情報記載とデジタルカメラ等による画像収集により実施してもらう旨が説明された。なお、現地調査の前には、マップに盛り込むことが想定される情報の解説が、同様の課題に取り組んだ大学生の実例に言及しながら、行われた。受講者が現地調査を実施している間に担当教員は、班別発表に向けたテーブルセッティング等の準備を行っていた。また現地調査終了後の昼休憩時に担当教員は、希望者の写真の印刷に対応していた<sup>9)</sup>。マップは、現地調査時に用いた白地図の拡大版(A3)に、記載する情報を、修正のしやすさに考慮してポストイットに記載し貼付する形式により、作成してもらった。地図の作成後は、別の教室に移動し、班別(1班5名前後)討議が遂行された。班別討議において参加者は作成した地図の内容を発表し、参加者間にて質疑応答を行ってもらった。質疑者には質疑の内容をコメントシートに記載してもらい、担当教員がコメントシートを回収し発表者に渡した。発表者は、質疑及びコメントシートに記載された内容にもとづき、地図の改善を実施していた。

まちづくり教育体験実習後には、筆記試験が実施された。筆記試験の問題は、「本日の講習の体験を踏まえて、勤務校の周辺環境もしくは修学旅行・社会科見学等の学外引率等によって接する環境を題材に、まちづくりをテーマとした教育プログラムを検討する」であった。解答用紙は、1)実施の目的、2)実施の対象、3)実施に関係する人・組織、4)実施の内容(活動に要する時間、活動内容、必要な資材等)、5)期待される成果に分けて説明できる形式になっていた。

(3) 受講者からみた評価

筆記試験時に回答された講習に対する記述からは、本講習の内容を、肯定的に評価している内容が多くみられた。主な内容としては、「主体的な学びの実施(例:実感を持って学べた等)」、「新たな知識の獲得(例:授業で活用できる新たな視点の獲得等)」、「疑問点の解消(まちづくりを題材としてどのように学習を進めるのかを知ることができた)」、「授業を受ける立場からの気づき(例:



出典: 国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/>) (2023年2月21日閲覧) にもとづき作成

図-3 長崎大学文教キャンパス

生徒もこんな気持ちで活動しているのかと思いつきながらマップを作成、子どもたちに「つくりたい」という思いがあふれるように学習計画を立てなければいけないことに気づく等)、「多様な視点の存在の気づき(例:同じ課題であっても人によって視点・アプローチが異なる等)」があった。以上から本更新講習は、主体的な学びを通じて、まちづくりを題材とした教育に必要な知識・技術の取得に寄与したことが推察される。また、これらの評価は、委員会において検討した景観を題材とした学習の意義や、手引きの内容が有用であったことを示すものといえる。

一方、問題点を指摘する内容もあった。具体的には、「グループと個人作業のベストミックス(例:個人単位でマップを作成することは大変)」、「授業時間の工夫(例:フィールドワークの時間が短い)<sup>10)</sup>、「適切な対象地域範囲の設定(例:(実習の対象地域は)初めて来た場所であるため迷った)<sup>11)</sup>、「対象地域に関する事前学習の必要(例:何をマップに記載すれば良いかわからない)<sup>12)</sup>、「内容の実施可能性の検討(例:(実習内容は)特別支援学校の子供にも難しい)」といった意見がみられた(例:( )は、著者が補足)。これらに対しては、更新講習後の担当教員の協議にもとづき、補注に示された改善策が検討された。これらは、更新講習とともに、教職員が手引きを実践する際に留意すべき点といえるだろう。

## 5. おわりに

本論文では、景観を題材とした学習の手引きの作成の経緯、学習の手引きの構成と内容、そして学習の手引きの素案を活用し参加者からの意見照会を実施した更新講習の実施状況を報告した。学習の手引きは、県内の景観まちづくり教育に関係する委員を含む委員会において、教育関係者の意見を仰ぎつつ、県内の小・中・高等学校の教育の現状と教員の特性に考慮しながら、作成された。また、委員会の間には、学習の手引きの素案に対する教員の意見を照会する場として、更新講習が実施された。先の経緯を経て作成された学習の手引きは、少ない分量により、(1)景観を教育で取り扱うことの意義、(2)小・中学校の教科のねらいを達成できる題材としての景観の可能性、(3)景観を切り口とした授業の進め方、

(4)学習活動計画の検討時に参考となる県内の学習例を端的に把握できる構成がとられていた。そして講義と実習から構成された学習の手引きを活用した更新講習は、主体的な学びを通じて、委員会で検討した景観を含むまちづくりを題材とした教育に必要な知識・技術の取得に寄与していたことが推察された。

本報告が小・中・高等学校での活用を想定した景観を題材とした学習の手引きの作成に示唆する主要な点は、2点である。第1は、対象地域の教育関係者に学習の手引きの作成に関与してもらい、内容に意見を反映させることである。まちづくり学習の研修は、研修を行う側の学校教育現場の無理解等により、失敗することがある<sup>13)</sup>。それに対して本事例では、対象地域の景観まちづくり教育の関係者が作成主体となり、小・中・高等学校の教員の意見を照会し、それらの意見が反映された学習の手引きが作成されていた。第2は、学習の手引きを、対象地域の情報を用いて、教育で景観を取り扱うことの意義、教科の学習指導要領との整合性、そして既存の授業への円滑な導入が理解できる簡潔な内容にすることである。本事例の学習の手引きは、教育関係者の意見にもとづき、前記の示唆を含むものとして、作成された。これらの示唆が一定の有効性を示すことは、更新講習会における受講者の評価に表れていると考えられる。

都市政策課では、学習の手引きの活用に向けて2022年度中に長期的な方向性を検討する予定である。今後の課題としては、学習の手引きの小・中・高等学校における活用状況を把握し、活用の効果と課題を把握することが挙げられる。

謝辞: 本報告の作成にあたっては、長崎県土木部都市政策課並びに教員免許状更新講習の受講者及び運営関係者の皆様にご協力を頂きました。記して謝意を申し上げます。なお本報告には、JSPS 科研費 21K05653 の助成を受けました。

## 補注及び引用文献

- 1) 中井検裕 (2005) : 景観まちづくりとその意義 日本建築学会編 : 『景観まちづくり』, 丸善, 2-9
- 2) 江崎賢一 (2008) : 国における景観施策の動向ー「景観形成の経済的価値分析」の報告と「景観まちづくり教育」の紹介ー: 日本不動産学会誌, 22(3), 95-103
- 3) 北海道建設部都市計画課 (2006) : 景観学習の手引きーテーマは子どもたちがみつけるー北海道建設部都市計画課, 50pp
- 4) ふるさと教育とは、幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すものとされている  
([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afeldfile/2010/10/07/1298232\\_07.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2010/10/07/1298232_07.pdf) (2023年2月23日閲覧))。
- 5) 長崎県 (2019) : 第三期長崎県教育振興基本計画:長崎県, 7p
- 6) まちづくり景観資産活用制度とは、个性的で魅力ある景観を形成している「まちなみ」や、地域景観の核となっている「建造物」、地域のシンボルである「樹木」などをまちづくり景観資産に登録し、県内外への周知や保全等にかかる費用の補助などによって保全・活用を進める制度のことである (<https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/593996/index.html> (2023年2月23日閲覧))。
- 7) 文部科学省 (2019) : 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総合的な学習の時間編 東山書店, 8p
- 8) 長崎県 (2022) : 景観を切り口としたふるさと学習の手引き:長崎県, 5,11-12p
- 9) 写真印刷は、SDカード内に保存されたファイルに限って対応した。なお、更新講習後の振り返りでは、限られた時間内に受講者の写真印刷に対応するために、一人あたりの印刷可能枚数を制限した方がよいとの意見が出された。
- 10) 更新講習後の振り返りでは、現地調査の説明時に、現地調査終了後の休憩時間も調査に充てられることを説明した方がよいとの意見が出された。
- 11) 更新講習後の振り返りでは、配布している地図をスライド投影し、更新講習の受講場所と主要な場所との位置関係を説明した方がよいとの意見が出された。また、調査に使う地図は、現在地・建物の名称等を記載した方がよいとの意見も出された。なお、更新講習の対象地域の範囲としては、適切な対象地域範囲の設定に係る意見が少数であったことから、今回程度の範囲が概ね妥当であることを確認した。
- 12) 更新講習後の振り返りでは、調査前に、受講者のキャンパスに対する情報量の差に配慮し、キャンパスの概要(キャンパスの成り立ち・キャンパスの主要な設備等)を説明した方がよいとの意見が出された。
- 13) 小澤紀美子 (2020) : 学校教育におけるまちづくり学習のあり方: 都市計画, 69(1), 81-82